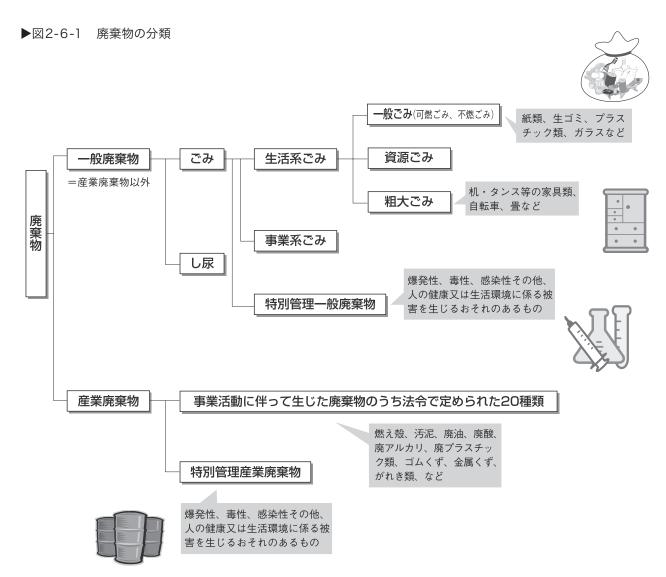


廃棄物

| 廃棄物問題の現況と課題

神奈川県を将来にわたって環境にやさしく、豊かな地域社会としていくため、廃棄物の発生抑制、循環的利用を推進し、どうしても排出される廃棄物は、環境に負荷を与えないように適正に処分することで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された循環型社会を地域から形成していくことが求められています。

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」により、事業活動に伴って生じた廃棄物である「産業廃棄物」とそれ以外の日常の家庭生活等から排出される「一般廃棄物」に分類されます。 事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物について、市町村は家庭生活等から排出される一般廃棄物について、それぞれ処理する責任を負っています。



① 一般廃棄物(ごみ)

県内の一般廃棄物(ごみ)の排出量は、平成22年度においては、307万トンとなっています。ごみの排出量は、ピーク時の平成12年度から減少傾向にあります。

排出されたごみの処理状況は、再生利用量が、市町村による分別収集や自治会等による集団回収などにより75万トンとなっています。再生利用できなかった廃棄物の大部分は、焼却等による減量化が図られており、平成22年度の減量化量は202万トンとなっています。

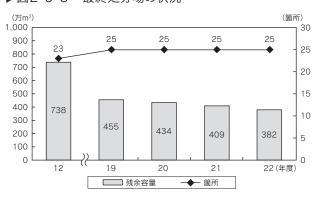
このような取組の結果、最終処分量は平成12年度の60万トンから平成22年度の30万トンへと減少しています。

最終処分場の残余容量は、平成22年度末で382万㎡となっています。なお、区域内に最終処分場を持たない市町村や、区域内の最終処分場の残余容量がひっ迫している市町村があります。

▶図2-6-2 ごみの排出状況推移



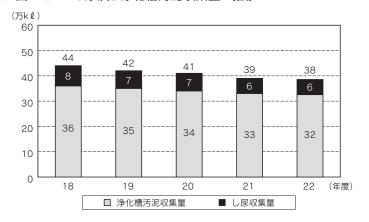
▶図2-6-3 最終処分場の状況



② 一般廃棄物(し尿)

平成22年度におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集量は、 $38万k\ell$ と減少傾向になっており、し尿 $6万k\ell$ と浄化槽から発生する $32万k\ell$ の汚泥は市町村により収集されています。

▶図2-6-4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移



3 産業廃棄物

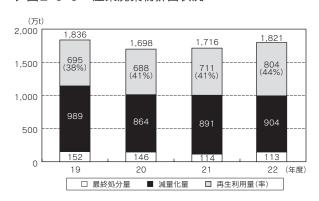
産業廃棄物の排出量は、平成19年度までは増加傾向にありましたが、平成20年度に製造業の排出量の減少などにより大きく減少しました。平成20年度から再度増加傾向となり、平成22年度における産業廃棄物の排出量は1,821万トンで、平成21年度の1,716万トンから105万トン増加しました。

また、再生利用率は、再生利用量の増加に伴って、平成15年度から増加傾向で推移し、平成22年度は44%に上昇しました。

最終処分量は、再生利用率の上昇等により、平成15年度から平成20年度までは150万トン程度で推移していました。平成21年度から無機性汚泥の減少などにより大きく減少しましたが、平成22年度はほぼ横ばいの113万トンでした。

なお、最終処分場の残余容量は、減少傾向にあり平成22年度末で96万㎡となっています。

▶図2-6-5 産業廃棄物排出状況



※平成21年度は総合実態調査による結果、平成19年度、平成 20年度及び平成22年度は簡易調査による推計結果(平成19 年度及び平成20年度は平成18年度の計数を、平成22年度は 平成21年度の計数をそれぞれベースに推計したもの)です。

▶表2-6-1 産業廃棄物業種別·種類別排出量(平成22年度)

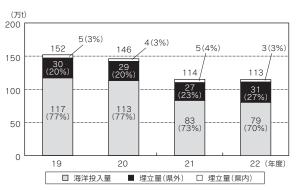
(単位: 千トン/年)

	合計	農林漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ ガス・ 水道業	運輸・ 通信業	卸・ 小売業	医療・福祉サービス業
合計	18,207	205	1,280	5,541	4,927	6,084	18	56	97
汚泥	10,787	0	1,279	676	3,001	5,795	2	4	30
有機性汚泥	6,154			4	868	5,268	0	1	14
無機性汚泥	4,633	0	1,279	672	2,134	527	1	3	16
がれき類	4,133			4,082	42	4	1	1	4
ばいじん	522				290	232			0
木くず	357			285	67	0	4	1	0
ガラス陶磁器くず	421	0		179	237	0	0	1	3
金属くず	298	0	0	73	208	0	4	10	3
廃プラスチック類	326	0		127	154	0	6	25	14
鉱さい	236			0	236	0			0
その他	1,125	204	0	118	692	53	2	13	43

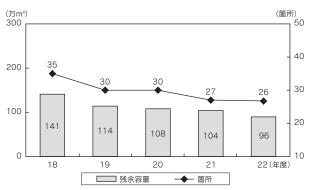
^{※1} 表中の「0」は1トン以上500トン未満、空欄は1トン未満。

^{※2} 千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがあります。

▶図2-6-6 最終処分の内訳



▶図2-6-7 最終処分場の残余容量



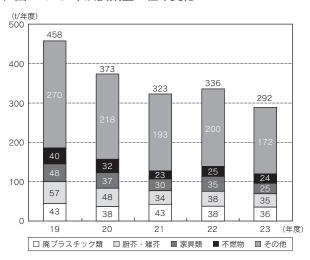
※平成21年度は総合実態調査による結果、平成19年度、平成20年度 及び平成22年度は簡易調査による推計結果(平成19年度及び平成 20年度は平成18年度の計数を、平成22年度は平成21年度の計数 をそれぞれベースに推計したもの)です。

|4|| 不法投棄・散乱ごみ

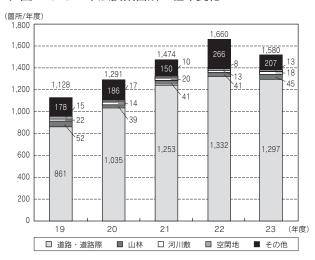
平成23年度の不法投棄量は292トンとなっています。不法投棄物の主なものは廃プラスチック類、厨芥・ 雑芥、自動車、家具類、不燃物、家庭電化製品などです。

不法投棄箇所数は、平成23年度は1,580箇所となっています。不法投棄される場所は、道路、道路際が多くなっています。こうした不法投棄・散乱ごみは、環境汚染や景観の悪化を招き、その処理費用は各自治体等の大きな負担となっています。

▶図2-6-8 不法投棄量の経年変化



▶図2-6-9 不法投棄箇所の経年変化



2 廃棄物問題に関する県の取組

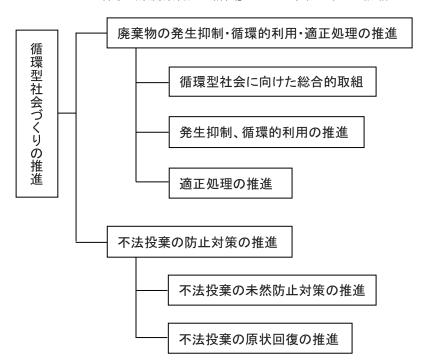
本県では、循環型社会の実現に向けた取組を県民、事業者、市町村とともに、具体的に進めていくために、平成14年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定し、平成17年3月及び平成20年3月に改定を行うなど、計画に位置付けられた施策事業を見直しながら推進してきました。

しかし、廃棄物の発生抑制や適正処理等、廃棄物を取り巻く諸課題は依然として残されているだけでなく、前回の改定後には、東日本大震災の発生等、新たな状況も生まれ、従来の取組を再検討する必要も生じています。

さらに、中・長期的には、資源の制約、地球温暖化等の課題に対応し、持続可能な社会を今後の世代に引き継ぐために、資源循環を進め、社会の中から廃棄物となるものを最終的になくしていくことが必要です。

こうした観点から計画を見直し、「神奈川県循環型社会づくり計画」として平成24年3月に改定しています。

▶図2-6-10 廃棄物対策体系 (P. 68~P. 77までは、平成20年3月改定の「神奈川県廃棄物処理計画」に基づく取組を中心に記載しています。)



① 廃棄物の発生抑制・循環的利用・適正処理の推進 【資源循環課、廃棄物指導課、建設リサイクル課、農政課、畜産課】

循環型社会に向けた総合的取組

循環型社会の実現に向けて3R(発生抑制、再使用、再生利用)や適正処理を進めるため、先進的な手法や制度を活用した効果的な施策を推進するとともに、市町村の広域的なごみ処理の取組や、環境関連技術の研究開発、循環型社会ビジネスの振興、環境教育の推進などの取組を進めています。

■ ごみ処理の有料化 -

市町村では、ごみの排出抑制に向けた経済的手法の一つとして、一般廃棄物、特に家庭系ごみの処理について、手数料を徴収する動きが出ています。

平成24年4月現在では、藤沢市、大和市、二宮町が家庭系ごみの有料化を実施しています。また事業系ごみの直接持ち込みについては、31の市町村で有料化を実施しています。

2-6

■ ごみ処理広域化の推進 -

県では、一般廃棄物の減量化・資源化の推進による循環型社会の構築及び一般廃棄物の適正処理による環境負荷の軽減を目的として、広域処理に向けたごみ処理の基本方針、範囲(ブロック)の設定、施設の整備等について定めた「神奈川県ごみ処理広域化計画」を平成10年3月に策定しました。この計画に基づき、ごみ処理の広域化を推進するため、各ブロック毎に市町村による調整会議等が設置され、ごみ処理の広域化の実現に向けた検討・協議が進められた結果、多くのブロックで広域化実施計画が策定されました。

また、平成24年3月に改定された「神奈川県循環型社会づくり計画」にごみ処理広域化の取組を位置づけ、広域化実施計画の円滑な推進に向けた取組、実施計画未策定のブロックにおける実施計画の策定を引き続き支援します。

■ 環境関連技術の研究、開発の推進

県では、産学公の連携により、食品廃棄物の飼料化などのリサイクル技術や、廃棄物処理施設の安全対策などの適正処理技術など、環境関連技術の研究、開発を推進しています。

■ レジ袋削減に向けた取組の推進 -

県では、県内のスーパーなどの事業者や消費者団体等の各種団体、市町村、県を構成員とする「神奈川県レジ袋削減実行委員会」を設置し、4者が連携・協力したレジ袋削減の取組方法の検討を行った結果を平成21年5月「神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言」として取りまとめました。宣言に賛同する事業者等とともに、CO₂(二酸化炭素)と廃棄物の削減を通じて、「環境にやさしい生活スタイル」を実現していくための取組として日常生活の中で誰もが簡単にできる「レジ袋の削減」を進めています。(平成24年3月末現在160社・団体 991店舗)

■ 環境教育、学習の推進・

県では、環境教育・環境学習による理解と認識を深めるため、環境科学センターの環境学習施設を活用し、講座や教室を開催しています。平成23年度は、地域で環境教育や環境活動を実践する人材を育成するための環境活動人材育成講座として「環境調査コース(受講者:29名)」と「環境学習指導コース(受講者:34名)」を開催しました。

発生抑制、循環的利用の推進

県民、事業者の自主的な発生抑制の取組や地域における循環的利用の円滑な推進を図るとともに、今後増加が見込まれる建設廃棄物の資源化をはじめ、上下水道汚泥、食品廃棄物のリサイクルなどの取組を進めています。

■ 一般廃棄物 -

○エコショップ認定制度の実施

市町村では、廃棄物となるものの家庭への流入を抑制し、併せて事業者の取組を促進するため、簡易包装、買い物かご持参運動等に取り組む事業者をごみ減量化推進協力店(エコショップ)として認定しています。平成24年4月現在で13市町で1,622店舗が認定されています。

○生ごみ処理機等の購入費の助成

市町村では、家庭での生ごみの自主的な資源化・排出抑制を促進するため、生ごみ処理容器や電気式生ごみ処理機の購入にあたって、その一部を助成しています。平成24年4月現在、29市町村が制度化しています。

○県民への情報等の提供

県では、県内市町村及び一部事務組合の一般廃棄物処理事業の概要をまとめた「一般廃棄物処理事業の概要」を作成し、ごみ処理状況、し尿及び浄化槽汚泥の処理状況、一般廃棄物処理施設の稼働状況等について情報提供を行いました。また、容器包装廃棄物の分別収集を具体的に進めるための「第6期神奈川県分別収集促進計画」についてもホームページ等を活用して、容器包装廃棄物のリサイクルの推進を図っています。

■ 産業廃棄物 -

○公共工事における建設廃棄物の再資源化、下水道汚泥の再資源化

県は、公共工事から排出される建設廃棄物の再資源化に取り組んでいます。コンクリート廃材とアスファルト廃材については、路盤材として利用するなどにより再資源化がほぼ100%行われ、建設発生木材等については、指定事業者の登録制度により再資源化が90%程度行われています。また、廃棄物を有効な資源として積極的に利用したリサイクル資材の率先利用も推進しています。

下水道事業から排出される汚泥は、下水道普及率の向上に伴って産業廃棄物の排出に占める割合は高くなっています。排出された汚泥は、脱水焼却などによる減量化や、有効利用を図っています。なお、流域下水道では、汚泥焼却灰を100%セメント原料として活用を図っています。

○事業者・団体への情報等の提供

県では、県及び廃棄物処理法の政令市(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)が作成している、産業廃棄物処理業者名簿をもとに、がれき類及び木くずに係る産業廃棄物処理施設を有する県内の産業廃棄物処理業者の「産業廃棄物許可施設一覧表」をホームページ等に掲載し、情報提供を行っています。

■ 事業者による自主的取組の推進

○廃棄物自主管理事業

廃棄物をめぐる問題の解決のためには、製品の開発や設計、流通、消費に至る段階において、廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を少なくしていくことが必要です。

県では、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市と協調し、産業廃棄物の多量排出事業者が行う廃棄物の発生抑制等に向けた自主的な取組を促進するため、平成8年度から廃棄物自主管理事業を進めてきました。その後、平成12年6月の廃棄物処理法改正により、多量排出事業者に産業廃棄物処理計画の作成、提出及びその実施状況の報告が義務付けられたことから、これを基礎にして、多量排出事業者に該当しない事業者にも、同様の取組を呼びかけ、自主管理事業を推進しています。

この事業では、廃棄物の発生抑制等について、事業者が自己評価できるよう廃棄物減量化に向けた、各事業者の取組状況について全県的に集計・分析を行い、集計結果や他社の取組事例等の情報提供を行いました。

なお、廃棄物自主管理事業のホームページは、こちらからご覧になれます。



「廃棄物自主管理事業」

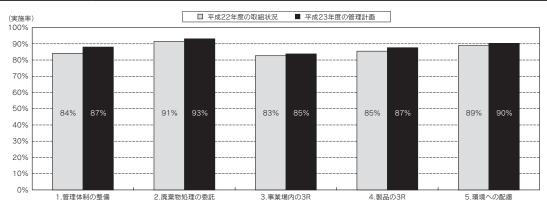
http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f94/

● 対象事業者 ●

- (1) 廃棄物処理法で定める多量排出事業者 (法定多量排出事業者)
 - その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者として政令で定めるもの
 - ア 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場
 - イ 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場
- (2) 県と政令市が独自に対象とする事業者(県市独自対象事業者)
 - ア 次の事業場を設置している事業所
 - (ア) 前年度の産業廃棄物の発生量が800トン以上、1,000トン未満の事業場
 - (イ) 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が40トン以上50トン未満の事業場
 - イ その他自主的に廃棄物自主管理事業に参加する事業者

▶表2-6-2 廃棄物減量化に向けた取組項目とその取組状況

取組項目	代表的な取組例
(1) 管理体制の整備	文書規定及び組織の整備、3R目標の設定とその結果の評価
(2) 廃棄物処理の委託	委託契約時の管理、委託契約後の管理
(3) 事業場内の3 R	事業場内における廃棄物の発生抑制、循環型利用の取組
(4) 製品の3R	製造における廃棄物の発生抑制、循環型利用の取組
(5) 環境への配慮	グリーン購入、廃棄物の分別・収集の取組、情報提供



○かながわリサイクル製品認定制度

県では、平成22年度から、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成と振興を図り、循環型社会の形成に資することを目的に、品質、安全性について一定の要件を満たすリサイクル製品の認定を県が行い、その利用促進を図るために本制度を創設しています。

(平成24年3月末現在認定件数:10事業者22製品)

○総合的なリサイクル関連情報の提供

県では、リサイクル関連情報の総合情報サイト「かながわリサイクル情報」を県ホームページ内に開設し、県民、事業者、市町村等の3Rへの取組を支援するために幅広く情報を提供しています。

<提供している主な情報>

・各種リサイクル制度(小型電子機器、容器包装、 家電製品、自動車、パソコン、建設廃棄物など)



「かながわリサイクル情報」 http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6804/

- ・市町村等の取組状況 (分別収集の方法等)
- ・リサイクル!キッズ (子ども向けのページ)
- ・かながわリサイクル製品認定制度
- ・神奈川県におけるレジ袋削減に向けた取組(レジ袋の削減に取り組んでいる事業者の掲載等)

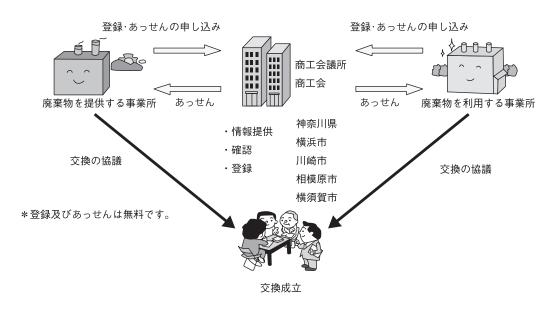
○廃棄物交換システムの充実

県は、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市及び商工会議所・商工会とともに、県内の事業所で排出された廃棄物のうち、他の事業者が再利用できるものについて、廃棄物の提供希望・再利用希望の情報提供及びあっ旋を行い、廃棄物の循環利用を促進しています。平成23年度においては、116件、3,033トンの交換が成立しました。また、平成24年3月末現在で388件(提供希望251件、再利用希望137件)の情報が登録されています。

▶表2-6-3 廃棄物交換システムの成立実績

実績	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
件数	71 件	122 件	132 件	114件	116件
交換実績	6,823 トン	6,060 トン	5,896 トン	5,215 トン	3,033 トン

▶図2-6-11 廃棄物交換システム



○有機物の資源化

県では、平成19年度に「神奈川県バイオマス利活用計画」を改訂し、食品廃棄物などのバイオマスについて、資材の安全性を確保しながら、農業の持つ自然循環機能を活かして、高品質な野菜や果実づくりのための堆肥など、農業分野での利用推進を図っています。

畜産経営に伴って排出する家畜排せつ物について、平成19年度に改訂した「神奈川県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」に基づき、家畜排せつ物処理施設整備などの支援を行い、堆肥化による土地還元などの家畜排せつ物の利用の促進を図っています。

2-6

○各種リサイクル法の施行

国では、平成12年度を循環型社会元年と位置付け、循環型社会形成推進基本法を制定しました。このほか、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法及びグリーン購入法の9本の法律を整備しており、循環型社会の形成に向けて取組を進めています。

また、平成24年8月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が公布され、平成25年4月に施行されます。

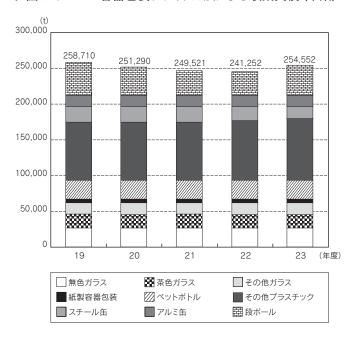
容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の排出の抑制、分別収集及び再商品化を推進するため、 市町村は「分別収集計画」を、県は「分別収集促進計画」を策定しています。この計画に基づき市町村が容 器包装廃棄物の分別収集を行っており、平成23年度は、254,552トンが収集されています。

家電リサイクル法は、エアコン、テレビ、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品 目を小売業者が引き取り、製造業者が一定水 準以上のリサイクルを実施することを義務付 けています。

建設リサイクル法の施行にあたり、本県では「神奈川県建設リサイクル法実施指針」(平成14年5月策定)により、国を上回る目標値を設定しています。なお、県の事業においては、平成17年度にこの目標をほぼ達成しました。

自動車リサイクル法では、「拡大生産者 責任」の考え方に基づき、自動車製造業者等 が自ら製造・輸入した自動車が使用済みとな った場合に、シュレッダーダスト、エアバッ ク類、フロン類を引き取ってリサイクル(フ ロン類については破壊)を行う義務を負いま す。リサイクル等に必要な費用は、リサイク ル料金として自動車所有者が負担します。

▶図2-6-12 容器包装リサイクル法による収集実績(本県)



適正処理の推進

廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法の厳正な執行を図り、廃棄物処理施設の整備促進に努めるとともに、県立・県営の産業廃棄物最終処分場の運営を行っています。また、PCB廃棄物など負の遺産の計画的な処理の推進を図ります。

■ 廃棄物処理施設の整備

○一般廃棄物

市町村及び一部事務組合は、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、処理せざるを得ない廃棄物については、これを適正に処理するため、各自治体の中長期の計画に基づいて一般廃棄物処理施設の整備を行っています。

これまでに、平成10年3月に策定された「神奈川県ごみ処理広域化計画」に基づき、多くの広域ブロックにおいて、広域化施設の整備計画を含むごみ処理広域化実施計画が策定されました。県は、平成24年3月に改定した「神奈川県循環型社会づくり計画」にごみ処理広域化の取組を位置づけ、施設整備の推進を図るため、市町村への助言、情報提供等に努めるとともに、未策定ブロックにおける計画策定を支援します。

○産業廃棄物

民間施設の設置促進及び産業廃棄物の適正処理を図るため、安全性のモデルとなる県立・県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」を平成18年6月から運営しています。

ローラム かながわ環境整備センター (産業廃棄物最終処分場) について

かながわ環境整備センター(産業廃棄物最終処分場)は、ひっ迫している産業廃棄物最終処分場の確保を推進するために、県立・県営の産業廃棄物最終処分場として設置、運営され、安全性のモデルとして、民間施設の設置を促進するとともに、産業廃棄物の適正処理を図ることを目的としています。

施設概要

所 在 地	横須賀市芦名3丁目1990番ほか								
施設の形式	管理型最終処分場(地下水汚染防止のためのしゃ水構造や浸出水処理施設のある処分場)								
規模	施設面積 約15 ha(埋立地面積 約5 ha)、廃棄物埋立容量 約54万㎡ 覆土容量 約21万㎡								
対象廃棄物	管理型廃棄物:燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するため に処理したもの 安定型廃棄物:①石綿含有産業廃棄物、廃石膏ボード ②ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたも のを除く。)、陶磁器くず及びがれき類(①を除く) ※県内事業所から排出される産業廃棄物のうち、焼却・破砕等の中間処理されたもの								
埋立期間	平成18年度~28年度(10年間)								
跡地利用	都市計画道路(市道坂本芦名線)の建設、緑化復元等								



2-6

■ 廃棄物焼却施設ダイオキシン対策 ―

ダイオキシン類は、物を燃やしたり、塩素を含む有機化合物を製造する過程などで、副生成物として非意図的に生成される一群の化学物質であり、慢性毒性や発がん性が確認されていますが、その主な発生源として廃棄物処理施設があります。

平成9年にダイオキシン類削減を目的として廃棄物処理法の政省令が改正され、一定規模以上の廃棄物焼却施設に対して、構造基準及び排ガスのダイオキシン類濃度基準などの維持管理基準が定められ、規制が強化されました。この基準が、平成14年12月1日から全面適用されたことから、市町村等の一般廃棄物焼却施設や民間事業者が設置する産業廃棄物焼却施設では、バグフィルターなどの排ガス処理設備を設置するなど、施設改善を行いました。

こうした取組の結果、稼動しているすべての廃棄物処理施設は、恒久対策基準に適合しています。

■ 立入検査の実施 -

県は、廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の 向上を図るため、「神奈川県環境農政局環境保全部 における生活環境保全等に係る立入検査計画策定要 綱」に基づき、各年度ごとに重点的な取組項目を定 めた上で立入検査の実施に係る基本計画を策定し、 立入検査による監視・指導を行っています。

平成23年度は、市町村等が設置する一般廃棄物 処理施設については、焼却施設や最終処分場の維持 管理に関して、延べ122件の監視・指導を行いまし た。

産業廃棄物については、焼却施設や最終処分場などの産業廃棄物処理施設の維持管理、PCB廃棄物などの産業廃棄物の保管状況などについて、排出事業者633件、産業廃棄物処理業者336件の監視・指導を行いました。また、焼却施設や最終処分場などの維持管理に伴う二次公害等を発生させないよう排水・排ガスなどの検査を定期的に行っています。

▶表2-6-4 立入検査における監視・指導件数

一般廃棄物(市町村等が設置する処理施設) (単位:件)

区分						19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
ご	み	処	理	施	設	35	37	39	52	42
粗	大ご	みタ	ル理	施割	と等	31	23	26	23	24
l	尿	処	理	施	設	13	11	11	5	3
最	終	久	几	分	場	44	41	47	52	53
		i	†			123	112	123	132	122

※横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

産業廃棄物

(単位:件)

区分	19年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
排出事業者	813	630	534	476	633
処理業者	254	324	269	413	336
計	1067	954	803	889	969

※横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市は除く。

■ 負の遺産の計画的な処理 -

○廃止した廃棄物処理施設の解体及び管理

国では、平成13年4月に労働安全衛生規則を改正し、廃棄物焼却施設の解体工事における作業従事者のダイオキシン類へのばく露防止措置を規定するとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を策定しました。

県ではこれに基づき、廃棄物処理施設の解体工事におけるダイオキシン類等の飛散・流出による周辺環境への汚染を未然に防止すること等を目的として、「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を策定し、平成13年12月1日から施行しています。また、要綱制定に併せて、解体工事が行われるまでの間の管理について、「廃止した焼却施設の管理及び解体に係る取扱い」を定め、その管理の徹底を図っています。また、廃棄物処理法政令市(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市)では、独自に要綱等を定め、焼却施設の解体に取り組んでいます。

○PCB廃棄物対策

昭和47年にPCBの製造が中止となり、PCB廃棄物は廃棄物処理法により平成4年から特別管理廃棄物に指定され、現在事業者によって保管されています。

平成13年6月に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)」が公布され、PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度保管状況を届け出ること及び平成28年7月までに適正に処分することが義務付けられています。

PCB廃棄物の処理については、国の関与のもと、日本環境安全事業株式会社が全国を5つのブロックに分けて広域処理施設を整備し、神奈川県を含む一都三県のPCB廃棄物については、東京都内に整備された施設において平成17年11月から処理を開始しました。

県では P C B 特別措置法に基づく「神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成18年3月に策定し、円滑な処理を推進しています。

さらに、平成21年11月の廃棄物処理法施行規則改正後、国の無害化処理認定制度や都道府県知事許可による微量PCB廃棄物の処理施設が設置されはじめています。

なお、PCB特別措置法施行から10年が経過したため、平成23年10月に国が設置したPCB廃棄物適正 処理推進に関する検討委員会において、処理方針の見直しを行い、平成24年12月12日にはPCB特別措置 法施行令の一部を改正する政令が公布され、処理期限が平成39年3月31日まで延長されました。

■ 災害時に発生する廃棄物への対策・

県では、災害発生時に生じる廃棄物の適正な処理を図るため、「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」等を策定していますが、阪神・淡路大震災以後に発生した新潟県中越地震等で得られた知見の反映や、平成17年6月に国が策定した「水害廃棄物対策指針」に基づいた内容を盛り込むなどの見直しを行い、平成21年8月に改定しました。

|2|| 不法投棄防止対策の推進【資源循環課、廃棄物指導課】

不法投棄の未然防止対策の推進

不法投棄を未然に防止するため、県民、事業者、市町村等と連携しながら、普及啓発や効果的な監視パトロール等監視活動を実施しています。

■ 未然防止対策・

県では、不法投棄・散乱ごみを防止するために、不法投棄撲滅キャンペーンなどを実施し、不法投棄の実態や原状回復の困難性などを広く県民に訴え、不法投棄防止の普及啓発を図り、不法投棄がされにくい環境づくりに取り組んでいます。

市町村と合同して不法投棄パトロールを実施するとともに、不法投棄が行われやすい時間帯を中心とした 警備会社による監視や不法投棄が行われやすい場所での監視カメラによる監視を実施しています。平成21 年度には民間の6団体と「神奈川県不法投棄の情報提供に関する協定」の締結をしました。民間6団体の車両にはステッカーを貼付し、不法投棄防止を広く呼びかけています。

また、県管理地などの公有地について、車止めやゲートの設置による車両の乗り入れ規制、防止看板や防止柵の設置を積極的に実施しています。

不法投棄の原状回復の推進

不法投棄がされにくい環境づくりを促進するため、不法投棄が新たな不法投棄を招かぬよう、早期の不法 投棄物の撤去を進め、原状回復を推進しています。

■ 原状回復対策 -

県では、不法投棄を確認した段階で調査を実施し、原状回復に向け迅速に対応しています。不法投棄の常習化・大規模化を防止するため、県管理地のみならず民有地などについても、不法投棄物の撤去を実施しています。

●不法投棄緊急撤去事業●



【撤去前】

さらに、県及び相模湾沿岸13市町を中心に、企業・団体等の参画のもとに設立した (公財)かながわ海岸美化財団において、海 岸漂着ごみや散乱ごみの清掃を実施し、海岸 の良好な利用環境の保全を図っています。



【撤去後】

▶図2-6-13 海岸ごみ回収の実績

